

## 専門法曹養成の意義

2014年11月22日  
医事法センター  
鈴木利廣

1

## 弁護士の使命

弁護士法1条

- ① 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
- ② 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

2

## 依頼人と社会からの弁護士への期待

- (1) 依頼人の話をよく聞く(58%)
  - (2) 専門分野の情報開示(46%)
  - (3) 親切的な対応(35%)
- (2009年 日弁連による市民アンケート)

3

## 弁護士の業務形態 ～ 一般事件と専門事件の間で

- 第1類: 標榜する専門事件のみ取扱  
\* 経営可能な分野に偏る(医療分野との違い)
- 第2類: すべての事件を「一般事件」として取扱
- 第3類: 専門事件と一般事件の取扱

4

## 専門弁護士の責務

- (1) 専門事件についての数多くの実務経験
- (2) 研究と実務の架橋を踏まえた継続的研鑽
- (3) 一般弁護士との協働
- (4) 一般弁護士への研修

5

## 一般弁護士の責務

- (1) 広い法分野への対応
- (2) 高い専門技術提供のための努力
  - \* 受任の都度、判例・学説や実務の状況を調査することで充分か?
  - \* 専門職責任と集团的自律

6



## 一般弁護士の責務

- (3) すべての弁護士がひとつの以上の専門分野を形成することの重要性(第3類: 専門事件と一般事件の取扱)
  - \* 一般弁護士と専門弁護士の技術格差を知る
- (4) 依頼人への高い専門技術提供のための工夫～専門弁護士との協働
  - ・専門弁護士からの助言
  - ・専門弁護士との共同受任
  - ・専門弁護士への紹介

7



## どんな専門分野をどのように目指すのか

- (1) 新人若手時代
  - ① 広く、あらゆる分野を経験
    - \* 先輩からのOJTをうける
  - ② 時代の社会的ニーズへ対応する
    - \* 新しい法分野への集団的対応(専門分野の開拓)
- (2) 自分なりの専門分野の形成

8



## 医事法専門弁護士の現状

- (1) 医療側専門弁護士の実務
  - \* 医事法に特化した事務所が多い
  - ① 紛争解決への対応
  - ② 顧問医療機関の日常的医療安全業務への対応
  - ③ 医療事故調査委員会への参加
- (2) 患者側専門弁護士の実務
  - \* 一般事件の取扱も行っているのが大半
  - ① 医療事故の相談、受任
    - \* 多くは複数弁護士による対応
  - ② 医療事故調査委員会への参加
  - ③ 政策の提言、運動
  - ④ 研究、教育

9



## 医事法センターの教育的課題

- (1) 医事法授業の充実
- (2) 授業を補完する課外研究会
- (3) 修了生への継続教育
  - \* 各種弁護団の案内等を含む
- (4) ELM(法・医・倫理資料館)の活用
- (5) 専門法曹養成の意義についての問題提起

10



## 私の弁護士像 ～ジレンマの調和

- (1) 高い専門性と広い総合性の調和
- (2) 実務と政策・運動と研究・教育の調和
- (3) 個人の努力と集団の力の調和
- (4) 社会的役割と経済的自立と個人的自由の調和
  - \* 仕事と生活のバランスを含む

11



## まとめ: 専門法曹養成の意義

すべての受任事案について  
高いリーガルサービスを目指すために  
特定の専門分野を形成する！

12